

## 田原本町ふるさと応援寄附金業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、田原本町ふるさと応援寄附金業務（以下「本件業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

### 1. 本件業務の趣旨

本要領は、田原本町（以下、「本町」という。）のふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注・配送管理・新規返礼品登録等の事務の効率化ならびに本町の魅力や認知度の向上、地場産品の販路拡大による地域活性化を図るにあたって、必要な業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

### 2. 本件業務の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務名   | 田原本町ふるさと応援寄附金業務   |
| (2) 業務内容  | 別に定める仕様書のとおり  |
| (3) 契約期間  | 契約締結日から令和11年9月30日まで<br>ただし、本業務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17、田原本町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第29号）第1条第1項第4号（イ）、田原本町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成20年規則第1号）第1条に規定する長期継続契約によるもののため、以下の事項を約するものとする。<br>ア. 本契約に基づく委託料の支払いは、各年度の予算の範囲内で行うものとする。<br>イ. 運用開始予定日は令和8年10月1日とする。なお、準備期間（契約締結日から令和8年9月30日まで）における委託料は発生しないものとする。 |
| (4) 契約上限額 | 本業務に係る契約上限額は、以下のとおりとする。なお、いずれも消費税および地方消費税に相当する額を含むものとする。<br>ア. 業務委託料<br>寄附受付サイトを通じて収納された寄附金額に対する10%相当額。（本業務委託料は、田原本町ふるさと応援寄附金業務仕様書6.業務内容（1）～（4）、（6）～（9）に記載する業務に対しての委託料とする。）<br>イ. ワンストップ特例申請受付およびデータ作成費<br>1件あたり600円を上限とする。（本業務費用は、田原本町ふ  |

るさと応援寄附金業務仕様書 6. 業務内容 (5) に記載する業務に対しての費用とする。)

### 3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。) でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団関係事業者 (法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。) でないこと。
- (4) 暴力団 (暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税 (法人の場合は、法人税、消費税および地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税および地方消費税)、主たる事務所の所在地の市区町村税および町税 (介護保険料および後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。) を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領 (平成 25 年 8 月田原本町告示第 43 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例 (平成 11 年 12 月田原本町条例第 25 号) 第 4 条第 1 項に該当する者でないこと。
- (8) 個人情報の保護について、プライバシーマーク (P マーク) を取得している、またはそれに準ずる適切な個人情報管理体制を整備していること。
- (9) 本業務を円滑に遂行するため、2 府 5 県 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県) に事業所を有し、緊急時において速やかに現地対応ができる体制を整えていること。ただし、契約締結予定日の令和 8 年 6 月 30 日までに上記 2 府 5 県に拠点を設置することを誓約できるものを含む。
- (10) 法人その他の団体 (以下「法人等」という。) であること。
- (11) 共同事業体として申請する場合は、共同事業体を構成する全ての法人等について、上記申請資格の全てを満たすこと。
- (12) 共同事業体の構成員として申請する場合は、単独の法人等として申請することはできない。また、2 以上の共同事業体の構成員として申請することもできない。
- (13) 共同事業体の代表法人等の変更、共同事業体の構成員の変更等は、原則として認めな

い。

#### ※失格等

申請書の提出から契約までの間に申請資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、受託候補者および次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者および次点者として不適格と認められるときも同様とする。

#### 4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

参加申込の受付	令和8年4月24日（金）
質疑の受付開始	令和8年4月24日（金）
質疑の受付締切	令和8年5月15日（金）
質疑の回答	令和8年5月20日（水）
参加申込の受付締切	令和8年5月22日（金）
第1次審査（書類審査）	令和8年5月下旬（予定）
第1次審査結果通知	令和8年6月上旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月12日（金）（予定）
第2次審査結果通知	令和8年6月中旬（予定）
契約締結	令和8年6月30日（火）（予定）

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

#### 5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類をダウンロードし、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月22日（金）午後4時30分まで。

ただし、持参の場合は土日祝日を除く。

(2) 提出時間

午前9時から午後4時30分まで。

(3) 提出場所

田原本町役場 産業建設部 かせぐ地域課 商工観光係

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。（郵便又は信書便については、期限内必着）

提出書類の受領確認のため、参加申込書等受領書（様式第7号）を交付します。参加申込等の受領順でプレゼンテーションを実施するものとします。

※提出書類に不備、不足がある場合は、受領できません。

(5) 提出書類

- ① 提出書類チェックリスト
- ② 参加申込書（様式第1号）
- ③ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書に掲げる内容を盛り込んだものとし、説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成すること。

なお、企画提案書は、原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きも可とし、図等はA3判を折り込むことも可とする。（企画提案書のページ数は、表紙を含めて両面印刷で15ページ以内とし、文字サイズは、11ポイント以上とする。また、企画提案内容書の各ページに番号を付すこととする。）

- ④ 会社概要（様式第2号）
- ⑤ 業務実績確認書（様式第3号）
- ⑥ 業務実施体制調書（様式第4号）
- ⑦ 見積書（様式第5号）
- ⑧ 登記事項証明書（履歴事項証明書）

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

- ⑨ 直近2年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表および損益計算書等）

- ⑩ プライバシーマーク登録証の写し

プライバシーマークを取得していない場合は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC 27001）認証取得証明書の写し、またはそれに準ずる個人情報管理体制を証する書類を提出すること。

- ⑪ 誓約書（様式第6号）

- ⑫ 別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、別紙に定める確認書類等

- ⑬ 参加申込書等受領書（様式第7号）

#### (6) 提出部数

正本1部、副本1部およびデータ

・副本およびデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等）を削除又は黒塗りをして提出すること。削除又は黒塗り等が不十分な場合は、その補正を指示し、又は町が当該箇所を削除又は黒塗り等することがある。

・副本については、町において複写する場合があるため、ホッチキス止めをせずクリップ止めとすること。

・提出書類⑬は、受領時に事務局が確認印を押して申請者に返却するため、1部のみを正本表紙の上にクリップで仮止めし、提出すること（副本への添付は不要）。

※提出書類⑧、⑨については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

・データは、副本をスキャンしたデータ（PDF）を記録した電子記録媒体（ディスク1枚）を提出すること。

#### (7) 参加資格有無の確認結果の通知

参加申込書の受付後、前記3の参加資格の有無を確認し、確認結果を文書により通知する。

### 6. 質疑の受付および回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第8号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

#### (1) 受付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月15日（金）午後4時30分まで  
ただし、土日祝日等閉庁日を除く。（受付期間内必着）

#### (2) 受付時間

午前9時00分から午後4時30分まで（受付時間内必着）

#### (3) 提出方法

下記13. 問合せ先に電子メールで質疑書を提出し、質疑書の提出後、必ず電話でメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外での質疑は受け付けない。

#### (4) 回答方法

質疑があった場合は、令和8年5月20日（水）に町ホームページで回答する。

#### (5) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しません。また、受付期間に遅れたものは回答しません。

### 7. 選定方法

#### (1) 受託候補者および次点者の選定

受託候補者および次点者の選定は、第1次審査および第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、田原本町ふるさと応援寄附金業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

#### (2) 選定方法

##### ① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順に3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。

##### ② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者および次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託

候補者 1 者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知および公表

第 1 次審査および第 2 次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者および次点者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項および評価点は、下記のとおりとする。なお、第 1 次審査の評価点は、第 2 次審査には引き継がれない。

各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（得点率 60%）に満たない場合は、受託候補者および次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当する場合、第 1 次審査、第 2 次審査ごとに、総評価点の 2% を加点する（例：総評価点が 100 点の場合 2 点を加算し 102 点満点とする。）。複数の評価項目に該当する場合でも加点の上限は総評価点の 2% とする。

第 1 次審査（50 点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①ふるさと応援寄附金業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の寄附受入額（約 1 億円）の規模が同等以上の自治体との契約実績があるか。</li> <li>0～1 自治体：1 点</li> <li>2～3 自治体：2 点</li> <li>4～5 自治体：3 点</li> <li>6～7 自治体：4 点</li> <li>8 自治体以上：5 点</li> <li>（倍率評価）</li> <li>・他自治体において、受託前後で寄附額の増加に寄与した実績（団体数）があるか。</li> <li>0～5 自治体：1 点</li> <li>6～10 自治体：2 点</li> <li>11～15 自治体：3 点</li> <li>16～20 自治体：4 点</li> </ul>	15

	21自治体以上：5点	
②実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者からの問い合わせや苦情等に対し、迅速かつ的確に対応できる人員配置、対応時間、報告・連絡・相談等の業務遂行体制が整っているか。</li> <li>・本町や返礼品取扱事業者からの各種問合せ等に随時対応し、直接訪問（対面での協議・支援）を迅速に行える体制（近隣拠点、担当者数等）が整備されているか。</li> </ul>	10
③財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。</li> </ul>	5
④事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附受入額を向上させるための事業実施計画が具体的かつ実現可能性があるか。</li> <li>・本町の課題を分析し、理解したうえでアプローチ手法が魅力的な提案となっているか。</li> </ul>	10
⑤見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額（業務委託料およびワンストップ特例申請受付等費用）が提案内容に見合う金額となっており、経済性にすぐれているか。</li> </ul>	10
⑥社会的な価値（加点事由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当するか。</li> </ul>	1

#### 第2次審査（100点満点）

評価項目	評価事項	評価点
① 寄附金額向上実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体において、受託前後で寄附額の増加に寄与した実績（団体数）があるか。</li> </ul> 0～5自治体：1点 6～10自治体：2点 11～15自治体：3点 16～20自治体：4点 21自治体以上：5点 （倍率評価）	10
②新規事業者開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未参画の事業者に対し、直接足を運んでふるさと納税制度の説明や出品の働きかけ等、積極的かつ継続的な営業活動を行う体制があるか。</li> </ul>	10

③既存事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税に不慣れな事業者に対しても、掲載申請や掲載内容変更、出荷方法等に対する不安を払拭するような相談・サポート体制が整っているか。</li> <li>・緊急時等において、迅速に現地訪問対応が可能な体制となっているか。</li> </ul>	15
④画像の編集・加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附受入額に大きく影響するサイト掲載画像のための撮影スタジオや撮影スタッフを有しているか。</li> <li>・返礼品の内容量や機能の説明を入れるなど、画像を魅力的に加工することができるか。</li> </ul>	10
⑤寄附管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附情報や返礼品の受発注・配送状況、在庫管理等を管理システム等で適切に管理できるか。</li> </ul>	15
⑥問い合わせ業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応できるフリーダイヤルやコールセンターなどの体制が整っているか。</li> <li>・クレームに対してどのように対応するか等、町の負担を極力少なくするための体制・提案がされているか。</li> </ul>	10
⑦ワンストップ受付業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップ特例申請受付において、受付からeTAX用データの作成まで一連の業務を行うことができるか。</li> <li>・マイナンバーや税控除など特定個人情報を扱うにあたり、厳格な取り扱いルールを定めているか。</li> </ul>	10
⑧独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に記載のない、または記載内容を超えるもので、本町のふるさと応援寄附金業務や地域振興に有益であると考えられる提案があるか。</li> <li>・本町の課題を分析し、理解したうえでアプローチ手法が魅力的な提案となっているか。</li> </ul>	10
⑨見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「募集に関わる全ての費用は、寄附受入額の50%以内」という国の基準があるなかで、その性質を理解した経済性に優れた見積内容（業務委託料およびワンストップ</li> </ul>	10

	特例申請受付等費用) となっているか。	
⑩社会的な価値 (加点事由)	・別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当するか。	2

## 8. 第2次審査 (プレゼンテーション)

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

### (1) 日時

令和8年6月12日 (金) を予定

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

### (2) 場所

田原本町役場 会議室 (予定)

### (3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者等、本件業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

### (4) 実施時間

プレゼンテーション準備 5分程度

プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

### (5) その他

- ① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。
- ② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報 (会社名等) を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
- ③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。
- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

## 9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。

- (2) 故意又は過失により提出書類に、審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限、その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められるとき。

## 10. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本件業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議することができるものとする。

### 11. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施および選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第9号）を提出すること。

### 12. 参考情報

#### (1) 寄附受入実績（寄附申込日ベース）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
寄附受入額	58,855,000円	83,714,500円	97,311,000円
寄附受入件数	3,101件	3,499件	3,621件

#### (2) 返礼品数

710品（令和8年4月20日時点での楽天ふるさと納税への掲載数）

#### (3) ワンストップ特例申請受付実績（さとふる経由の申請ならびにオンライン申請含む。）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	875件	1,157件	1,278件

### 13. 問合せ先（業務担当課）

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町 産業建設部 かせぐ地域課 商工観光係 担当：田代、米田、川本

T e l : 0 7 4 4 - 3 4 - 2 0 8 0

F a x : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 7 7

E-Mail : kanko@town.tawaramoto.nara.jp